

保健所の濃厚接触者調査縮小への本研究会の対応

第1版

新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴う保健所業務の逼迫を受け、各地の保健所では濃厚接触者の特定等の規模を縮小している。濃厚接触の疑いがある会員の対応は、以下のとおり定める。

会員が新型コロナウイルス感染症と診断された(以下「陽性者」という)場合、以下の手順に従うこととする

会員が陽性者となり、保健所から濃厚接触者の連絡があったか？

濃厚接触
【連絡なし】



濃厚接触
【連絡あり】

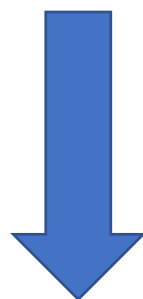


保健所の指示に従う

自身が「要観察対象者」(濃厚接触の疑いあり)に該当するか以下の判断基準に従って確認する。要観察対象者とは陽性者の発症日よりも2日前以降から療養終了日までの「感染可能期間」に接触した者のうち、以下に該当する者をいう。

- ① 「感染可能期間」に陽性者が参加した練習に参加した者
- ② 陽性者の鼻水・唾液等の体液に直接接触した可能性が高い者
- ③ 陽性者と1m以内の距離でマスク等感染予防をせずに15分以上接触があった者

【該当あり】



【該当なし】



濃厚接触の該当はないが、引き続き、健康状況に留意をし、体調に異変を感じたら医療機関等を受診すること

所属する部科校等の学生課又は保健室に報告をし、出校停止期間の確認をする。

要観察対象者は、14日間発症する可能性があるため、不要不急の外出は自粛し、PCR 検査を受診すること。

※PCR 検査等の受診により、結果が陰性であっても、陽性者と接触後、14日間は不要不急の外出は控えること。